

【重要】裾野市指定ごみ袋の入手が困難な場合

裾野市指定ごみ袋の臨時措置について

市指定ごみ袋については、例年と同程度の数量が供給される見込みではありますが、一時的な需要の高まりにより、市内の一部店舗において品切れや品薄が生じています。
そのため、以下の期間、市指定ごみ袋が入手困難な場合は、中身が見える透明・半透明の袋でごみを出すことができることとする臨時措置を実施します。

- ・原則、市指定ごみ袋を使用してください。
- ・市指定ごみ袋が入手困難な場合、中身が見える透明・半透明の袋でごみを出すことができます。
- ・指定ごみ袋同様、袋に「区名」「氏名」を記入してください。

期間：5月11日（月）～8月31日（月）

（期間が延長されました。）

対象：燃えるごみ、プラスチック製容器包装、燃えないごみ（埋立）

○出せるごみ袋



- ・中身が見える透明または半透明の袋（20～45リットル）
- ・中身が密閉されるよう口を縛って排出してください。
- ・袋の見やすいところに「区名」「氏名」を記入してください。

×出せないごみ袋



- ・中身が見えない黒色などの色付きのごみ袋
- ・口を縛れない袋
- ・他自治体の指定ごみ袋



© 裾野市

市指定ごみ袋は、現在も通常通り製造が行われており、例年と同程度の数量の供給を見込んでおります。

過度な買いだめにより、一時的に小売店の在庫が不足し、必要な人に行き渡らなくなるおそれがあります。必要な分の購入と引き続きごみの減量へのご協力をお願いします。

問い合わせ先：裾野市 環境市民部 生活環境課 ☎055-995-1816